

～浅川清流環境組合からのお知らせです！！～

環境保全協定の概要

この協定は、それぞれの地元自治会（新石・新井・落川上・百草園・百草園団地の5つの自治会）と組合間での締結を目指すもので、委員会形式で検討を重ね、ここで最終案がとりまとめられました。検討委員会では、地元自治会の方々のほか、自治会に加入していない方々にも配慮した内容も含めて議論を重ね、令和3年12月4日の検討委員会が最終回となりました。

地元自治会の方々をはじめ、ご意見をお寄せいただいた方々、ご協力をいただきありがとうございました。

なお、当日の配布資料や要旨は、下記 URL もしくは二次元コード*からホームページをご覧ください。

<https://cms.upcs.jp/asakawa/index.cfm/7,2250,47.html>

※ 最終回の検討委員会での意見を反映した修正版にリンクしています。



二次元コード



環境保全協定（案）



公表基準（案）



苦情・要望等対応手順（案）



運転停止・再開方針

協定には次のようなことが書かれています。Q&A 形式でご紹介します。



処理をするごみの種類は？

第1条 処理対象ごみ



3市の可燃ごみです。このほか、他施設での故障などで処理できないごみや災害ごみが想定されます。受入れの際は地元の方々にお知らせします。



排ガスの公害防止基準値は法規制値のこと？
排ガス以外にも基準値はあるの？

第2条 環境対策（第1項）、表1～6



排ガスの公害防止基準値は自主基準であり、法規制値よりも厳しい数値です。排ガスのほか、排水、騒音、振動、悪臭について定めます。



処理のできないごみが持ち込まれないようにする対策は？
 運転について、専門家の意見を取り入れると安心なのだが？

第3条 環境の監視



抜き打ち検査を月4回以上行います。
 また、協定の締結に併せ、専門家の委員会を作り、運転に反映します。



どんな情報を公表するの？

第4条 情報の発信



排ガスなど運転の情報を公表します。
 ホームページのほか、表示設備でご覧になれます。



収集車両の走行ルートは？

第5条 車両対策、第6条 周辺環境対策



当施設に来るルートは多摩川沿いの走行ルートです。また、施設周辺の搬入路の清掃を年2回行います。



健康被害があったら？
 どこに言ったらいいの？
 組合への要望は？
 誰でも意見できるの？

第7条 苦情処理、苦情・要望等対応手順



どなたでも、どんなことでも組合にご相談ください。要望などの対応手順も協定と一緒に作成してまいります。



協定に期限はあるの？
 協定の内容に変更が出たらどうなるの？

第8条 環境保全協定の期限、第9条 協議



期限は施設が廃止されるまでです。
 協定の内容に変更の必要が生じた場合は改めて協議をします。



公害防止基準値を超過した場合はどうなるの？公表はするの？

公表基準（案）、運転・停止再開方針（案）



基準値を24時間連続して超過すると運転を停止します（詳細は運転・停止再開方針参照）。また、重大な故障や事故などの非常事態発生時も運転を停止するとともに公表をします。（公表基準（案）参照）

問い合わせ先 浅川清流環境組合 事業課
 〒191-0021 東京都日野市石田一丁目210番地の2
 電話：042-506-2923 FAX：042-589-0545
 電子メール：kawasemi@asakawaseiryu.jp